

令和7年7月

会 員 各 位

一般社団法人群馬県トラック協会
会 長 武 井 宏

適正な運賃収受と労働環境改善に向けた荷主要請文の発出について

平素は、当協会の事業運営に対し、格段のご指導とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、トラック運送業界では物価高騰による車両価格や設備費用等のコスト増加を始め、燃料価格の高止まりなど、事業存続に係る大きな危機に直面している状況です。

このような中、令和6年4月から施行されたトラック運転者に対する“時間外労働の上限規制（年間960時間）”や“改正改善基準告示”による労働時間規制は、我々運送業界にとって大きな変革となり、多くの事業者で労働時間短縮による稼働時間の減少、輸送力低下が発生している状況にあります。国土交通省が実施した“ドライバー実態アンケート調査結果”においても、一運行における荷待ち・荷役時間は、依然として3時間を超える結果となっています。

国土交通省は、これらの状況を改善するため、令和7年4月から流通業務総合効率化法をはじめ貨物自動車運送事業法などの関係法令を改正し、荷主・物流事業者に対する荷待ち時間の短縮や予約システムの導入等による物流の効率化、商慣行の見直しなどの努力義務を課すとともに、元請事業者に対する実運送体制管理簿の作成や荷主・トラック事業者・利用運送事業者と運送契約締結時の書面交付の義務付けなど、物流を支えるための環境整備に取り組んでいます。併せて、荷待ち・荷役に係る費用、燃料高騰分、下請けに発注する際の手数料等も含め、荷主等へ適正な価格転嫁ができるよう標準的な運賃を見直すとともに、標準運送約款についても令和7年4月に改定を行ったところです。

しかしながら、多くのトラック運送業事業者は、適正な運賃・料金の収受ができておらず、また、待機時間や契約外の附帯作業等によるドライバーの長時間労働は依然として常態化している実態にあります。

（一社）群馬県トラック協会では、このような状況を鑑み、当協会では昨年度に引き続き荷主や元請企業等に対して会長名でトラック運送業界の実情を踏まえた適正な運賃・料金の収受、長時間労働の改善に向けた協力要請文を発出することとなりました。

つきましては、荷主や元請企業等に対する協力要請文の発出を希望される場合には、別添「協力要請文発出申込書」に必要事項を記入のうえ、適正化事業部あてにFAX（027-212-8009）にてお申込ください。

なお、協力要請文の内容等について、一部変更等を希望する場合には適正化事業部までご連絡ください。

※ 「協力要請文発出申込書」は当協会HPからダウンロードしてください。

（HPアドレス：<https://www.gta.or.jp/index.html>）

本件担当：適正化事業部
TEL 027-212-8821